

改正労働者派遣法に基づくマージン率の公開

2012年10月1日付の「改正労働者派遣法」施行に伴い、派遣先から受け取る派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました。下記に当社の直近の事業年度におけるマージン率を公開いたします。

※2017年6月1日現在

派遣労働者の数	1日平均／	6名
派遣先の数		5社
派遣料金の平均額	1日（8時間あたり）／	21,901円
派遣労働者の賃金の平均額	1日（8時間あたり）／	14,147円
マージン率		35.4%
教育訓練に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティ研修 ・ソフトウェア関係業務研修 ・スキル（階層）別研修 ・ビジネスマナー研修 	
その他	<p>《マージン率に含まれるもの》</p> <p>社会保険料（健康保険、介護保険、厚生年金、雇用保険、労災保険）、福利厚生費（有給休暇、慶弔休暇、定期健康診断等）、管理運営費、営業利益などが含まれています。</p>	